

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-1 防災・減災 対策の推進	防災体制の整備と適切な 情報伝達	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	災害予防対策として、既往水害地域の浸水防止工事を実施する者に助成を行う。また、気象情報の把握及び市民に情報提供することにより、災害時の被害の軽減を図る。国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。災害時の職員への参集・情報伝達システムを構築する。	災害対策基本法の改正や県地域防災計画の2回の改訂に合わせ、「我孫子市地域防災計画」を修正する。□ 大雨により戸建住宅、店舗、事務所等に浸水被害を受けた方が、浸水防止等の対策をする者に対して助成金を交付し、浸水による被害の軽減を図る。□ 地震や台風など大規模災害時や集中豪雨等の突発的災害時における応急対応体制の迅速な確立を図るため、気象情報等を的確に把握するとともに、通信手段として確実性の高いメールの連絡手段を確保することにより、被害の軽減に努める。□ 避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報の把握と共有を図る。□ 物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供応援協定等の締結を行う。□
				災害時の効率的情報伝達手段として防災行政無線設備の維持管理並びに運用の充実に努める。	防災行政無線は、平成27年度に子局のデジタル化と新規設置の整備を実施した。□ また、平成29年度に老朽化した移動系無線機基地局の更新工事を実施した。□ 災害時に一斉・効率的に情報伝達できる防災行政無線の維持管理を強化し、いざという場合に備えるとともに、職員の無線機器操作講習の実施や操作資格者の育成など、運用体制の充実に努める。□ 防災行政無線の「聞こえない」「聞こえづらい」地域に対応するため、災害情報等の伝達手段の増加を図る。□
				非常用品の備蓄及び資器材の保守に努め、災害時における市民の避難生活の安心安全を確保する。防災体制の整備のため、防災施設の整備を進める。避難場所の標識の整備や市民に対し、避難場所であることを明確にする。	非常用備蓄品については、食料・非常用毛布・非常用トイレ等を優先して補充する。□ 災害時にスムーズな避難が行えるように避難場所の標識を整備していく。また、平時から避難所運営訓練などを通して、地域の避難場所を広く周知する。□
				災害に強いまちづくりを実現するため、利根川・手賀沼の水防体制が強化されている。	河川の氾濫を防ぐため、利根川の重要水防箇所のさらなる強化、手賀沼の湖岸堤防整備、排水機場施設の運用調整などの取り組みを国・県と連携しながら水防体制を強化します。
				災害時に通行障害のある区間について通行規制を行い、利用者の危険回避を図るとともに早期に対策を講じて道路機能の回復を図る。	台風・大雨・積雪等の影響により通行障害のある区間について通行規制を行い、利用者の危険回避を図るとともに早期に障害対策を講じて、道路機能の回復を図る。
				自治会などが設置する自主防災組織等との連携を図り、災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう体制を整備する。	・防災訓練等へ参加し、自主防災組織と連携した応急給水訓練を実施する。□ ・防災訓練等とおし、地域市民の方々に応急給水について理解を深めていただくとともに、災害時の備えについて考えていただく。
				建築基準法に基づき特定の建築物を資格を有する者に定期的に調査又は検査し報告させることで、建築物の損傷や劣化などに起因する災害を未然に防止する。	・建築基準法第12条に基づき、建築物の敷地、構造、建築設備及び防火設備について、定期報告を受け、審査を行う。□ ・審査の結果、損傷や劣化の状況が明らか場合は、改善の指導を行う。
				東日本大震災により被害を受けた建築物等の再建支援（液状化対策工事補助金）を行う。	東日本大震災により液状化被害を受けた市民が、液状化対策を講じた場合に補助金を交付する。令和3年度にて事業終了予定。
				木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事並びに分譲マンションの耐震診断に要する費用の一部を助成することで、耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から市民の生命、財産を守る。	・昭和56年の建築基準法改正前の旧耐震設計基準で建築された木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事並びに分譲マンションの耐震診断に要する費用の一部を助成する。□
長期優良住宅の認定により、耐久・耐震・省エネ性に優れた住宅の普及を促進する。また、優良住宅の認定により、租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課税制度の適用除外となり住宅を求める市民の負担軽減を図る。さらに低炭素建築物の認定により、省エネ性に優れた建築物の普及を促進する。	長期優良住宅、低炭素建築物及び優良住宅認定の申請について、法に適合しているか審査し、認定を行う。□				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-1 防災・減災 対策の推進	防災・減災に対する意識 の向上と自助・共助・公 助の体制強化 (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		<p>自主防災組織の新規結成の推進拡充と、災害時における自助、共助の意識を高め、地域住民の連携で避難、救護、救助、初期消火などが行える地域の地域防災体制をつくり、被害の軽減、応急復旧や生活支援の円滑化を図る。また、「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」と連携して進める。</p>	<p>自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成に伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛ける。□ なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を交付する。また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対し19,440円以内を助成する。□ また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボランティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。</p>
				<p>訓練は、防災対策の強化、防災意識の高揚及び災害時における市民の的確な判断や行動力の向上を図るとともに、防災関係機関、ボランティア等の連携を図ることを目的に実施する。□ また、大規模震災初動体制計画の円滑な運用の検証をする。</p>	<p>防災訓練は、日頃から減災への備えに努めることを目的とし、「東日本大震災」の教訓を生かせる、より実効性のある訓練を実施することにより災害時の被害を軽減する。□ 具体的な訓練として、総合防災訓練、避難所運営訓練、職員習熟訓練を行う。□ ・総合防災訓練は、救護訓練、救出訓練などにより、関係機関との協力・市民の意識啓発を行い、訓練を実施する。□ ・避難所運営訓練では、実際に避難所となる小学校で、各学区内の自治会を対象に受付、トイレ組立等の住民参加型の訓練を実施する。□ ・職員習熟訓練では、全職員を対象に参集メール配信システムを利用して、安否確認、情報収集訓練を実施する。</p>
				<p>公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における他市消防団との広域的な連携を図ることを目的とする。</p>	<p>公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における行事や会議等に出席し、消防団入団促進施策や機能別分団（団員）の導入施策、協力事業所表示制度、女性消防団員の入団促進等の各市消防団共通の課題や取り組みについて、意見交換や検討を行なう。</p>
				<p>大雨や洪水等の水災害に従事する。また、水災害に対応するための技術、知識を習得させ、消防署を含め関係機関とスムーズな連携が出来る団員を育成し、組織活動の基礎を固め効果を上げる。</p>	<p>台風や大雨等による災害が起こりうる状況時に速やかに出動し警戒することは、災害を未然に防ぎ、結果市民の生命、財産を守ることが出来る。□ 毎年、風水害の出水期に合わせて柏市との共催による水防演習を行い、水防工法を身につけ、河川の氾濫や増水に備える。□ また、各訓練を通して自己及び他人を守るための安全管理も併せて身に付けさせる。□ なお、訓練については、団員の退入団により毎年団員編成が変わるため継続し実施することが必要。</p>
				<p>平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、地方公共団体は必要な措置を講じることが義務付けられた。これを踏まえ、この法律の趣旨に基づく施策の着実な展開を図り消防団装備の充実強化を図る。</p>	<p>消防団充実強化法が成立し消防団装備の基準が抜本的に見直されたことにより、消防団の加入促進、処遇改善事業と合わせ、国・県において講じられている財源を積極的に活用して消防団装備の充実強化を行う。□ なお、装備の基準において整備することが求められている装備のうち、特に必要と認められる未配備の装備から実施し、装備済み物品においても貸与規則等に基づく老朽更新を図る。□</p>
				<p>消防団員が火災等の災害に対し即座に対応することのできる知識と技術を身につけ、災害活動における安全管理及び有効な防御に結びつけることを目的とする。</p>	<p>組織の統制を図るための規律訓練、火災等に対する防御訓練、災害全般にわたる安全管理、機械器具の取扱いに対する知識及び技術の習得を行なうための消防団員の訓練を事業内容とする。□</p>
				<p>消防団員の入団確保をすることにより、市防災体制の一翼を担う消防団の組織強化と市民の安全と安心な暮らしの実現に寄与する。□</p>	<p>自治会や行事等における消防団員の入団促進PR及び防災関係各課、市内大学等との連携を図りながら、消防団員の入団促進を進めることを事業内容とする。□ 全国的に減少傾向にある消防団員の確保のため、消防団員の入団促進・組織活性化に繋がる手法について検討する。□ また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層推進していくため、防災活動の担い手である消防団員の確保に努めながら、地域の状況や将来の消防団組織に必要な適正人員を含めた消防団組織について、消防団と協力し計画を立て検討して行く。</p>
				<p>施設の改築及び維持管理を図り、消防団活動の拠点機能を保持することを目的とする。</p>	<p>消防団の活動環境を整えるため、消防団施設の改築及び維持管理を行なうことを内容とする。□ 消防団器具置場の老朽化に伴い、改築を目的とした事業を進める。</p>
				<p>火災等の災害に対応するため、消防団車両の維持管理を行う。</p>	<p>緊急出動に備え車両を常に万全の状態とするため、法令に基づき6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月点検を実施する。□ また、老朽化した車両は故障頻度の上昇、修繕交換部品の生産終了により修理不能になるリスクもあり、災害対応に後手をとる可能性が高まるため消防団車両更新計画に基づいた車両更新を行い災害対応に万全を期する。</p>
<p>消防団員の人事・報酬・表彰事務を徹底することにより、消防団員の就業環境の整備を推進する。</p>	<p>消防団員の入退団、階級編成等の消防団人事管理事務、報酬や出勤手当の支給事務及び表彰事務を行なうことにより、消防団活動を側面よりサポートする。</p>				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-1 防災・減災 対策の推進	防災・減災に対する意識 の向上と自助・共助・公 助の体制強化 (2/2ページ)			消防団の活動装備品等の整備及び維持管理を行うことにより、消防団の活動を効率的なものにするとともに、安全管理を図ることにより市民の生命と財産を守るという目的に寄与するため。	消防団の活動用装備品等の整備及び維持管理を行なう。
				各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。	地域防災力の強化・充実のため、地域防災活動の中核となる消防団員の消防活動に対する教育訓練等を積極的に支援するとともに、各種訓練を通じ消防団と消防署の連携を強化する。
				大地震時等における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、必要な際には防災区域の指定等及び対策工事等を行う。	○変動予測調査□ ・第一次スクリーニング（大規模盛土造成地マップの作成、宅地カルテの作成）を国が実施し、大規模造成地マップを市が公表する。□ ・第一次スクリーニングにより抽出された大規模盛土造成地を、計画的かつ効率的に第二次スクリーニングするための第二次スクリーニング計画（基礎資料の整理、現地踏査、優先度評価）を作成する。□ ・第二次スクリーニング計画に基づき、第二次スクリーニング（地盤調査、安定計算）を行い、滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地を抽出する。□ ・第二次スクリーニングより滑動崩落のおそれのあると評価した大規模盛土造成地においては、居住者やその他の影響を判断し、必要な際には防災区域の指定等を行う。□ ○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業
地震、風水害等の防災対策及び武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民危機管理対策会議の運営を図る。	地震、風水害等の防災対策及び武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民危機管理対策会議の運営を図る。国民保護法・水防法の推進を図る。□ 消防庁国民保護室や県より平素から周辺国際情勢などの情報を収集し、武力攻撃事態等の有事には、市民に迅速で的確な情報伝達を行なう。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-2 浸水対策の 推進	雨水幹線等の整備	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市内全域における浸水箇所の浸水被害を軽減させる。	市内全域において、常襲的な浸水被害発生地又近年の突発的な集中豪雨により浸水被害が発生した地域の雨水排水施設の改修及び浸水対策施設の設置等を行い、浸水被害を軽減させる。
				根戸雨久保地区の浸水被害を軽減させる。	根戸排水区中流部に位置する当該地区は、国道6号北側に隣接し、根戸地先の我孫子・柏両市混在住宅地に囲まれた起伏の激しい周辺地盤より低地なすり鉢状の地形的特長と手賀沼方面へ流下する国道6号下の既存横断排水管の著しい排水能力不足に起因して、集中豪雨時には、国道6号横断管上流直近の開渠排水路部に隣接した住宅地・耕作地内冠水等の出水被害を引き起こしている。□ このことから、当該地区の常習的出水による人的・財産的な被害発生を防御し治水安全度を確保するため、緊急的な水災軽減策として、洪水調整機能を有する暫定的な排水施設を確保し、抜本的な水害対策を行うまでの間、適切に維持管理する。
				市街地での浸水被害の発生を防止するため、計画的に幹線排水路の整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を行います。	柴崎排水区の下流部では、周辺を高台に囲まれている地形であることから雨水幹線の排水能力不足に起因し、浸水被害が常習的に頻発している。このことから、雨水幹線の排水能力向上を目的とし、既存の雨水管を改修する。
				若松地区の浸水被害を軽減させる。	若松地区は、地盤が低く手賀沼との水位差が少ないため、内水が円滑に排除されず、頻繁に浸水被害が発生している。浸水被害対策は、5箇所の樋管の築造に合わせ、低段地区は、ポンプ・自然排水併用としていることから、4箇所のポンプ場を改修し、高段地区は、自然排水としていることから、手賀沼に直接排水する専用の雨水管（バイパス管）を布設する。□ また、千葉県における手賀沼湖岸堤の工事に合わせ、樋管の管理橋及び護岸の整備を行う。
				布佐地区で頻繁に発生する浸水被害を軽減させる。	布佐地区では、放流先である手賀川水位の影響により、内水が円滑に排除されず、一部の低地部において、長年に渡り常襲的な浸水被害が発生している。H26年度に布佐ポンプ場が完成したことから、雨水排水を布佐ポンプ場まで円滑に排水するため、雨水幹線を整備する。
				境界確定申請箇所の官・民境界の確定	市と申請人、代理人（測量士等）及び関係地権者と共に申請箇所の境界立会を行い、境界同意を得、境界標の設置、確定図の作成。
				浸水被害の多い地区の降雨を円滑に排除するために、適正な維持管理を実施して十分その機能を発揮し維持できるようにし、金谷排水機の長寿命化修繕計画策定を行い事故や機能停止の未然防止及びライフサイクルコスト最小化を図り、この計画に沿って今後の維持修繕及び設備更新工事を行って行く。	完成から約30年経過する金谷排水機場は田中調節池の水位が上がり内水が自然流下できなくなった場合に稼働させる重要な施設で、金谷排水機場に不具合があり稼働できないと、我孫子市北部地区で甚大な浸水被害が起きる。これを防ぐために次のことが必要となる。□ 金谷排水機場のポンプ施設点検。□ 金谷排水機の長寿命化修繕計画策定。□ 金谷排水機場の維持修繕及び設備更新工事。
				浸水被害の多い地区の降雨を円滑に排除するために、適正な維持管理や下水道施設の浸水に対する機能維持、速やかな復旧を図る耐水化計画策定を実施し、十分その機能を発揮し維持できるようにする。	市内のポンプ施設(22箇所)点検□ 布佐、若松第1～4ポンプ場の耐水化の実施□
				草刈り等を実施することで有効な流水断面を確保し、良好な状態を維持及び河川環境を保全する。	排水施設周辺の環境を保全するために、定期的な草刈を行う。
				道路や宅地内に降った雨を円滑に排除するために、排水施設の維持補修工事を行う事で、十分な機能を発揮できるように維持する。	排水施設の機能を維持するため、老朽化した排水施設や破損した排水施設の維持補修の工事を行う。（市内全域・随時）
				道路や宅地内に降った雨を円滑に排除するために、排水施設の調査及び堆積物撤去工事を行い、十分その機能を発揮できるように維持する。	調整池、排水路、管渠等の堆積物撤去工事。
				法定外公共物(水路)を常に良好な状態に管理し、適正な利用が図れるようにする。	法定外公共物(水路)は行政財産であるので、工作物(電柱等)を設置するなどの工事を行う時、又は占用(宅地出入口の橋等)する時は、市の許可を得、それに伴う使用料を納めなければならない。このことにより、法定外公共物(水路)の維持・管理に支障をきたす工作物の設置を防ぐことができる。
				雨水排水施設台帳のシステム化を行い、計画的な改築・更新・維持管理を行う。	下水道事業公営企業会計への移行に伴い、下水道台帳管理システム・固定資産台帳システムが導入されることから、雨水排水施設についても市内の既存施設の調査を行い、GISシステム導入に合わせ、雨水排水施設台帳システムを構築し毎年最新の排水施設データに更新することにより計画的な改築・更新・維持管理を行う。
公共下水道施設のすべてを対象とし、将来にわたって適切に維持管理、改築、修繕を行っていくためストックマネジメント計画を策定し実施することを目的とする。	ストックマネジメントに基づく予防保全型の施設管理を実現するため、明確かつ具体的な施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づく点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。□ また、これらの計画を実行し、評価、見直しを行うとともに施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図る。□ 具体的には、①導入準備、②施設情報の収集・整理、③施設管理の目標設定、④リスクの検討、⑤点検・調査計画の策定及び実行、⑥修繕・改築計画の策定及び実行、⑦評価の見直しという工程となる。□ なお、汚水事業（下水道課）、雨水事業（治水課）の計画策定を同時に行う。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-2 浸水対策の 推進	浸水対策の普及	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		「我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱」に従って雨水浸透施設設置届の提出を指導することで、浸透施設の普及が促進し、都市型水害の軽減を図ることができる。	建築確認を受けて建築物を新築するときには、「我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱」に従って敷地内に雨水浸透施設を設置するよう努めること及び設置届の提出が必要なことを指導する。
				雨水貯留タンク設置者への補助制度により設置を促進する事で、雨水の流出を抑制し浸水被害の起こりにくいまちへの意識向上を図る。	雨水貯留タンク設置予定者からの申請を審査し、設置後に検査を行って補助金を交付する。
				浸水被害の起こりにくいまちとする為、雨水流出抑制施設の設置を指導し普及に努める。	我孫子市開発等に伴う排水計画技術基準（雨水編）に基づき、排水放流申請に対する指導・回答・検査を実施する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-3 防犯対策の 推進	防犯意識の向上と活動の 推進	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		犯罪の抑止、市民・事業者の防犯意識の向上、犯罪の起きにくい環境整備により犯罪を減少させるため、防犯協議会事業を効果的に推進する。	市民、学校関係、警察関係、事業者の組合などによる各種防犯関係団体で構成する防犯協議会の事業費を負担し、様々な防犯活動を連携して行う。
				空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良好な生活環境を確保する。	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されていない空家等の対策に取り組む。 <input type="checkbox"/> ・空家の情報提供件数平成24年度371件、平成25年度43件、平成26年度90件、平成27年度100件、平成28年度83件、平成29年度84件、平成30年度124件、令和元年度122件 <input type="checkbox"/> ・特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 <input type="checkbox"/> ・空家管理台帳の整備 <input type="checkbox"/> ・現地確認（応急措置含む）定期的なパトロールの実施、情報提供による現地調査 <input type="checkbox"/> ・所有者把握及び通知 <input type="checkbox"/> ・空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を発送する。 <input type="checkbox"/> ・空家等対策協議会の運営
				自治会代表者などで組織する防犯指導員連絡協議会への支援。 <input type="checkbox"/> 安全安心アドバイザーや生活安全パトロール車、防犯活動用品の貸与などによる地域の自主的な防犯活動への支援。防犯計画による市の取り組みの推進。	防犯指導員連絡協議会を運営し、防犯協議会が主催する事業に積極的に参加、協力する。 <input type="checkbox"/> 市内6支部を単位に地域で実施される防犯活動を積極的に支援する。（パトロール、防犯講話、広報活動、パトロール隊設立など）これらの様々な事業に、安全安心アドバイザーを活用する。 <input type="checkbox"/> 生活安全パトロール車を貸出し、活動のPR、犯罪抑止、地域の活動の支援を行う。 <input type="checkbox"/> 暴力団の排除に関し、庁舎関係部所及び警察と連携し、環境整備を図る。 <input type="checkbox"/> 寿防犯ステーションの管理運営。 <input type="checkbox"/> 防犯カメラを適切に維持管理し、街頭における犯罪発生抑止を図る。 <input type="checkbox"/> 地域の防犯力向上のため、防犯カメラを設置する地域団体に対して補助金を交付する。
				あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、あき地の管理の適正化を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	4月に市内全域において雑草等の繁茂が予想されるあき地の調査を行い該当地を決定、8月・11月の現地調査で繁茂が確認されたときは、所有者に対する刈り取り指導を実施。また、土地所有者からの雑草等の除去事業者の問い合わせには、我孫子市雑草等事業者登録簿に登録された事業者の紹介や、自己で刈り取りを希望する所有者に対する草刈り機の貸し出しを行う。
				空き地に繁茂し、または放置されている雑草等の除去に関し、適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。	市内全域において雑草等が繁茂すると予想されるあき地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適性管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者等に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。
	青少年に対する市内の有害環境を皆無にするため、また、非行や事故防止を推進するため少年指導員とともにパトロールを実施する。 <input type="checkbox"/> 「きずな」の発行やホームページ、不審者情報等の配信により、関係各機関に情報を提供する。	<input type="checkbox"/> 教育委員会で委嘱した少年指導員92人が市内全域を定期的にパトロールする。（祭礼時、不審者発生時も含む） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 年2日、生徒の登校時及び時刻に駅や電車内を中心にマナー違反者の指導を実施する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 少年指導員連絡協議会との共通の広報紙として「きずな」を発行し、地域・保護者へ交通安全及び非行防止活動への関わりを啓発する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 各学校へのFAXにより、不審者情報を発信する。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 子ども達の緊急避難場所として市内各所に「こども110番の家」を設置する。 <input type="checkbox"/> (平成25年度より事務事業コード1101,1102,1103,1104,1105を1101に統合) <input type="checkbox"/>			
消費者被害の防止	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		国民生活センターや千葉県消費者センター、関係機関等と連携して、消費者の消費に関するトラブルの早期発見や解決を図る。	社会情勢や生活環境の変化に伴う消費者相談に対して、国民生活センターや千葉県消費者センターとの連携を強化して、早期発見や解決を図る。 <input type="checkbox"/>	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-4 消防力の強化	消防体制の強化 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		我孫子市自動体外式除細動器（AED）設置施設登録要綱に基づき、市内におけるAED設置施設の拡大を図り、これを公表及び表示し市民に周知を図ることにより周辺での救命事案発生時に備え、救命率の向上を図ることを目的とする。	市民が市民を救うことを基本的な理念として、人命救助の思想を普及するとともに、心肺停止者の救命率向上のため、公共施設や民間施設へのAEDの設置及び公表を促進しAEDの必要性や有効性の普及啓発を図る。また、更なる救命率向上のため、市内24時間営業のコンビニエンスストアへのAED設置を継続し、我孫子市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱に基づき、AEDの貸し出しも実施する。□ さらにAEDを効果的に使用するため、救命講習会の受講促進、応急手当の必要性や有効性の普及啓発を推進する。
				救急医療機関の救急隊員に対する指示・指導・助言体制の確立。又、救急隊員の質の向上を図るため、救急救命士を含む救急隊員の病院研修体制、事後検証体制の充実を図り救命率の向上を目的とする。	消防機関と救急医療機関の連携強化を図り救命率を向上させるため次の3つの体制を構築する。またこれらの体制構築に必要な協定及び契約を救急医療機関と締結する。□ ・救急救命士の処置に対する医療機関指導医師による指示・指導・助言体制□ ・救急救命士を含む救急隊員の病院研修体制□ ・救急活動における事後検証体制
				開発行為に伴う消防施設の適正な設置を事業者と協議・指導することによって、消防体制の強化を図る。	我孫子市開発行為に関する条例に基づいた指導基準により営利を目的とした事業主と開発行為又は、建築行為に関する消防施設の設置について協議し指導を行なう。□ ・内容：事業者の申請により事前協議を実施する。□ ：事業者の申請により協議書を締結する。□ ：消防施設の中間検査・完成検査を実施する。
				患者等搬送事業者を指導・認定することで、救急車の適正利用を推進し円滑な救急活動を図っていく。	救急需要が増大する一方で、救急業務に該当しない事案も少なくないため、福祉等と密接に関連する分野の搬送、入院及び通院等のための指定した医療機関への搬送等、緊急性のない患者等の搬送においては、民間事業者による患者等搬送事業を有効に活用すべく、我孫子市患者等搬送事業者指導基準及び認定基準に適合した事業者を申請に基づき認定することにより、民間事業者の活用を促し救急出場件数の減数を図り、重篤な傷病者の救急要請に確実に対応する。
				消防力の整備指針に基づいて、当市に必要な消防力を整備することは、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために必要な事業である。また、複雑多岐にわたる救急救助活動、災害件数の増加に伴い資器材の劣化等が進み活動に支障をきたすことの無いよう、これら資器材を適切に管理する必要がある。	救急・救助活動車両・資器材の整備については車両整備計画及び車両維持管理状況に基づき更新しています。また、救急・救助車両及び資器材は、複雑多岐に亘る救助・火災現場活動や年間約6,400件以上の救急出動の対応など、老朽化及び磨耗化が進み、今後の活動に支障をきたす恐れがあることから、不安の無い安全な活動が行えるよう点検、整備及び必要な磨耗品の交換や修理を行う。□ また、より迅速かつ安全に救急救助活動できる簡易な資器材や個人装備品についても整備・管理を行うことにより災害現場対応時において、確実かつ最大限にその能力を発揮させ、災害による被害の軽減を目指します。さらに、感染症に対する感染資器材の整備及び強化を図っていきます。□
				活動における傷病者間および隊員の感染症予防を行い市民生活の安全を図る。	職員の健康管理については、現場活動に伴う安全管理上必要な事業である。□ また、救急救助活動における各種感染症の感染防止策として、「感染防止活動要領」の徹底と職員にB型肝炎予防接種を行う。□ 隊員間、搬送傷病者間での感染を防止するため救急車内および資器材の消毒と医療系感染性廃棄物の処理をマニュアルに従い廃棄処理を行う。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に位置づけられる罹患者の搬送活動に従事した職員は、感染症法の規定に基づき保健所と協議し感染の有無の確認を実施し、感染に至った場合は適切な対応を図る。
				各種訓練・研修会に参加し新しい知識・技術を取得することにより、救急、救助隊員個々の災害対応能力の質の向上を図り、市民の人命救助・救命処置・応急手当等を迅速・的確に実施することにより安心・安全な生活を確保する。	救急救助隊員の教育研修訓練等については、消防活動において救急救助隊員に必要な知識や技術などが高度化してきていることから、これらに対応するため、救急救助隊員の資質を一段と向上させ、十分な知識や熟練した技術を有する救急救助隊員の養成を図ることが重要な課題となっている。このため、救急・救助隊員に求められている専門知識・技術、経験、資格の習得を内容とした研修及び講習会に積極的に参加し、個々及び隊の質の向上を図ります。□
救急救命士が各医療機関の研修及び実習に参加し、技術・知識の向上、救急医療器具の手技等について習熟する事により、救急現場において的確かつ迅速に救急救命処置を実施することを目的とする。	救急救命士の行う高度な救命処置を供給できる体制を維持するためには、医行為としてその質が担保されなければならない。救急救命士法に基づき、救急救命士就業前病院研修、高度救急処置範囲拡大に伴う気管挿管及び薬剤投与病院実習、救急救命士再教育研修（病院研修）と医療機関へ実習派遣する。□ また、指導的立場である指導救命士4名を軸として、救急救命士の隊員に対する救急現場の実践的な教育指導体制を構築する。□ 令和2年度現在、救急救命士の資格保持者数41名（日勤者含む）・指導救命士4名				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-4 消防力の強化	消防体制の強化 (2/3ページ)			新型インフルエンザ感染防止による隊員の安全と、市民の生命、身体、財産を災害から守り、福祉の増進を助け、安心して安らかに暮らせる生活を確保する。また、対応する職員や医療従事者等を二次感染から保護する。	新型インフルエンザ発生時において、消防関係者が感染するおそれがあり、また、重症化を防止するため、新型インフルエンザ感染防止装備（インフルエンザ対策キット）を5ヶ年計画にて合計6,600セットの整備を実施。今後、計画的に更新する。また、感染対策として関係する隊員に新種インフルエンザ等が発生した場合は関係機関と調整を図りワクチン予防接種を実施します。（1人1日39セット使用し1隊3人で117セット使用・1日117セット使用で8週間（56日間）6,552セット使用）□
				救命率を向上させるためには、その場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が必要である。救命講習を充実させ、市民に対し応急手当の知識・技術の向上を図る。又応急手当普及員を養成し、重要性について普及啓発を図ることを目的とする。	救命講習会の実施日時を定め、ホームページ及び広報あびこにより公募した市民や要望のあった市民グループ、事業所、小中高学生等に対し感染症対策を講じた救命講習を随時開催します。□ 講習会は、AEDの使用法を含めた心肺蘇生法及び止血法の実技を行う3時間（主に成人に対する普通救命講習Ⅰ）（主に小児、乳児、新生児に対する普通救命講習Ⅲ）と普通救命講習の内容に加え傷病者の管理法、搬送法の実技を行う8時間の上級救命講習、市民の救命講習の導入コースとなる90分の救命入門コースや小学校5年生以上から中学生までを対象とした命の大切さを学ぶ応急手当チャレンジコースを実施すると共に、併せて応急手当普及員の養成に努めます。さらに、eラーニング方式を新たに採用し、講習会の時間短縮を図ることで感染リスクの低減を図ります。□
				地震・水災等の大規模災害発生に対応するため、千葉県を含む全国の消防本部との協力及び応援体制を確立する。	緊急消防援助隊及び千葉県消防広域応援隊として応援・受援計画に伴う出動要請に対応するための資器材を整備し関東及び千葉県隊合同ブロック訓練に参加することで広域での活動のノウハウと資器材使用法を体得し出動要請に対応する。□
				消防・救急無線施設は各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたが、大規模災害など広域的な活動が求められたことから、県域を1ブロックとして、千葉県内の全消防本部共有で整備をし、平成25年4月1日から運用開始した消防救急無線設備は、消防・救急活動を支援する必要かつ重要なものであり、常に安全に状態に維持する。	消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報の保護の観点から、より秘匿性を向上させた通信の必要性、及び現アナログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動局を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。□平成25年度からは、消防・救急活動を支援する必要かつ重要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。□なお、研修旅費についてはNo.942消防装備の維持管理事務から移行する。
				消防活動に欠かすことのできない資機材等装備品の整備、維持管理を図り、市民の安全な暮らしの実現に寄与することを目的とする。	資機材の維持管理のため、保守点検、修繕、消耗品・備品等、装備品の整備を進めることにより災害現場での消防活動体制の確保を図る。□
				災害活動に従事する消防隊員の資質の向上を目的とする。	消防隊員の活動に不可欠な資格について取得を進め、消防活動に対する体制の強化を図る。
				災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており、災害に対しより迅速かつ的確に対応できる広域的な災害活動を可能とするため、千葉北西部10市により消防緊急通信指令センターを共同整備し、共同運用する。	近年複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を千葉北西部10市共同して管理し、及び執行することを目的として、ちば北西部消防指令センター開設、令和3年2月から運用開始しています。□ 指令システムについては、共同整備部分として、指令センターの運営に係る費用を松戸市ほか9市消防指令事務協議会負担金とし、我孫子市の個別整備部分は消防指令管制システム（我孫子市個別整備部分）賃借と主しております。
				災害の様子は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており災害に対し、より迅速かつ的確に対応できる体制を確保するため、両市において消防通信指令業務の共同運用を実施する。	柏市及び我孫子市における複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービス高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行することを目的とする。□ □ 今後の事業予定□ □ ・令和3年度施設等の解体及び処分□ ・令和4年度協議会の解散
				先進都市の消防業務を学び消防体制の充実強化に努めるとともに消防の地域的団結、地方消防の強化を図る。	災害時における人的被害を最小限にするため、消防の地域的団結により社会環境の変化に対応した、地方消防力を強化し消防体制の充実強化に努めるとともに消防行政の円滑な運営を図る。
				消防行政の発展向上と地域防災の更なる増進、及び消防職員消防団員、関係機関の士気高揚を図る。□ □	出初式として2部構成で行う。1部は式典で、各種の消防功労に対する表彰を、2部では、幼年消防クラブ等の消防演技や消防職員・消防団員の合同訓練を披露する。
資格や能力、健康状態に応じた効率的な人事管理を行う。	所属長から配置人員の人事異動参考情報を把握するとともに職員履歴により資格・経歴を参考に異動表を作成する。				
消防職員として必要な資格の取得及び専門的な知識・技術を身につけ、市民の生命財産を各種災害から守る。	消防大学校教育訓練実施要領及び千葉県消防学校教育訓練実施計画に基づき、各課程に適任者を派遣し、消防職員として必要な資格の取得、専門的な知識・技術の修得、体力の練成、規律の保持を図り、能率的に職務を遂行させ、災害発生時の被害軽減を図る。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-4 消防力の強化	消防体制の強化 (3/3ページ)			市長の諮問機関として消防制度、消防組織その他の消防に関する重要事項について調査審議し、消防体制の強化充実に努めるとともに消防行政の円滑な運営を図る。	消防体制の強化充実及び消防行政の円滑な運営を図るため、市長の諮問に応じ審議会委員の委嘱、諮問内容に応じた調査審議を実施し、諮問された事項について市長に答申する。□ 令和3年度は、令和2年度に引き続き、（仮称）湖北消防署整備事業の進展にあわせた消防体制の充実強化（救助隊・救急隊）に向け、消防審議会の開催を計画している。□
				火災をはじめとする各種災害も複雑多様化し、地域社会の安全確保を使命とする消防の責務はますます重大なものになってきています。このような状況下において、功労があった者を称え、功績を広く知らせて模範とすることで、他の者の士気を鼓舞することを目的としている。	消防職員として功績のあった職員を、国、県及び加盟団体等への表彰者推薦及び上申事務を行い、各種表彰を受賞させることにより、職員に消防業務の重要性を再確認させるとともに、職員の功労に報いる。
				隔日勤務に必要な消耗品や備品の購入、職員の健康管理及び衛生管理の徹底により、災害等迅速に対応できること、また損害賠償責任保険に加入することにより、職員が安心して公務に従事できることを目的としている。	隔日勤務に必要な消耗品や備品を購入します。□ 安全衛生管理チェックを各署で年4回行い、管理を徹底します。□ 損害賠償責任保険に加入することにより、職員が安心して公務に従事できるようにします。
				消防活動に重要な施設である消火水利の効果的な整備及び維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。□	消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の整備を図るとともに、既設消防水利の維持管理を行う。□ そのため、経費負担協定に基づき水道事業者と協議を行い、計画的に消火栓の整備を実施、既設消火栓の改良、修繕を実施する。□
				湖北分署は、市の中央部に位置するため、災害防災活動の拠点として位置付けし、防災活動にも総合的に対応できる、消防庁舎等の施設を整備する。	・庁舎施設等の整備については、市で計画している他の施設の整備も視野に入れ、企画課を含めた関係各課と協議を実施する。□ ・庁舎施設の整備に係る用地等を調査し購入する。□ ・防災活動等の拠点として、各種災害に対応できる高い耐震性と安全性を有する庁舎等の施設を整備する。□ ・庁舎等の整備に併せ、各種情報システム等を整備する。□ ・都市型災害等に対応できる消火訓練、救助訓練等が行え、市民が防災に対する必要性、重要性及び災害時の行動等の学習もできる総合訓練施設を整備する。□ ・消防施設等訓練施設の整備に合わせ、付け替え道路及び周辺道路の整備について関係課と協議を進める。
				市民の生命、身体、財産を災害から守るため、消防活動を円滑に行う消防車両等を整備維持管理し消防体制の万全を図る。	複雑多様化する災害等に対応するため操作性、安全性、機能性を具備した消防車両等の総合管理及び整備を実施する。□ 今年度は、配備車両の維持管理を図るとともに、消防本部車両更新計画に基づき、東消防署湖北分署に配置されている湖北水槽1号車を更新整備します。□
				災害から市民の生命、身体、財産を守る消防活動の拠点としての機能を発揮できるよう庁舎や付帯設備を安全、衛生面等も踏まえ適正に維持管理・補修し消防体制の万全を図る。	災害時の活動拠点としての機能を発揮できるよう、また、職員の職務環境を維持するため、庁舎や付帯設備を安全衛生面等も踏まえ適正に維持管理・補修する。□ □ 令和3年度の政策的事業については、次のとおりとなります。□ □ ・東消防署受電方式変更工事□ ・P C B廃棄処理業務委託□ ・東消防署訓練塔改修工事
				消防職員の服制に沿った制服や各種災害活動時の安全性にも優れた活動服等の貸与品の整備を図るとともに、防火衣は訓練や実災害等で消耗し劣化するため、計画的に更新整備を実施し、消防力の充実・強化を図る。	防火衣の更新整備□ ・経年劣化した防火衣を順次更新する。□ □ 制服及び活動服等の貸与品の整備□ ・職員からの要望に基づき、貸与品の整備を図る。
				複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時に的確に対応する。	・管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。□ ・我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。□ ・警防計画の見直し更新。□ ・救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。
				市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防止し市民生活の安全安心を確保する。	・管内の住宅環境や水利状況、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り、災害による被害を最小限に抑える。□ ・我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。□ ・警防計画の見直し更新する。
装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。□	資機材等の点検及び維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。				
災害発生時、出動隊へ支援情報を円滑に提供することにより活動内容の充実を図る。□	災害発生時、通信員が災害出動隊に対し、災害対応事前計画、住基情報、要救助者情報、水利情報等を無線を使用して迅速に提供することにより、災害出動隊の活動内容の充実を図り、災害を防除し、被害の軽減を図る。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-4 消防力の強化	火災予防体制の強化	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差の無い自主防災意識の確立を図り、災害を最小限度に抑える。	・住宅用火災警報器の設置の推進及び維持管理指導。□ ・自衛消防訓練等で避難訓練・消火訓練及び防災資機材の取扱い指導。□ ・火災発生時に原因の究明のための火災原因調査。□ ・火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難等の広報活動。
				市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ、防火安全の確保を図る。	消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画を立て、市内防火対象物に対し、立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し、不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘、改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。
				幼年消防クラブは、幼年期において正しい火の取扱いについて学び、園及び家庭における火災予防思想の普及や将来における防火思想の普及を図る。女性防火クラブは、地域に身近なクラブ員として家庭の火災予防について学び、防火防災意識の啓発など火災予防活動ができる人材を育成する。	幼年消防クラブは、現在、市内12施設の幼稚園・保育園・こども園で組織され、園児が正しい火の使い方の学習や園の防火訓練などの活動が、園児のクラブ活動を見守る保護者の防火意識の向上及び地域による防火思想の向上を図っている。□ 女性防火クラブは、家庭の防火という面から活動し、研修会や市主催の諸行事に参加を進め各種訓練を通じ地域における防災リーダーとして活躍できるクラブ員を育成する。
				火災の原因並びに火災及び消火のため受けた損害を明らかにして、火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得て、市民に周知し類似火災の防止を図る。	消防法第31条及び我孫子市火災原因調査規程に基づき火災原因調査を実施する。□ 年間を通し各種講習会、研修会等に参加し、火災原因調査の進め方、多種多様にわたる火災の調査ポイント、調査資機材の使用手法等を学習させ火災への対応、原因究明の教養を深める。□ 火災原因調査スキルの高い職員が中心となる火災原因プロジェクトチームを結成して、全体の火災原因調査の技能・技術を向上させる。
				住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯や条例に適合していない世帯への働きかけを進め、法令順守を徹底し、住宅火災による死傷者を減らすとともに被害の軽減を図る。	平成16年の消防法改正により、我孫子市では平成19年10月2日から既存住宅を含めたすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、住宅の所有者等を対象に火災予防条例に適合した設置の促進を図る。また設置から10年以上経過している場合は、本体の劣化により適正に作動をしないことがあるため交換をするなど、適切な維持管理について広報を実施する。□
				消防法に基づき建築物の防火安全性を確保し、火災発生による人的、物的被害を未然に防ぎ、被害の軽減を図る。	建築基準法に基づく建築確認申請時の消防同意を実施するため、建築物の防火に関する審査を実施する。
				危険物施設及び防火対象物の企業、事業者が災害予防に必要な知識技術を学び、事業所の安全管理の徹底と意識の高揚を図る。また消防イベントに協力し、火災予防啓発活動を通して市民の防火防災意識の向上を図る。	平成10年に我孫子市防火協会と我孫子市危険物安全協会が合併し、災害予防に必要な知識技術の研修を行い防火啓発の普及宣伝を図り地域の振興発展と福祉増進に寄与している団体の事務取り扱いをし、全国・県危険物安全協会関係の行方、保安講習、危険物取扱者試験の担当窓口になっている。
火災予防のために、人命危険や火災発生危険が高い建物の立入検査を重点的に実施するとともに、関係者への消防法令順守の徹底及び違反の是正指導を行い、市民の安全安心の確保に努めます。	火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立入検査を実施します。なお、約2200件ある防火対象物のうち、収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や社会福祉施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な消防設備が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設備点検の未実施など防火管理が不十分なものについては、人命危険や火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実施します。また約70件ある危険物施設は3年間ですべての施設に立入検査を実施します。立入検査指摘事項の補完として、防火管理講習会を年間6回市内で開催して資格取得の機会を増やします。職員教育として、違反是正に関する研修や消防法改正に伴う説明会には積極的に参加し最新の情報、知識の習得に努めます。□				